

鳴門教育大学同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、鳴門教育大学同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、母校と連絡を密にすると共に、あわせて鳴門教育大学の発展に寄与することを目的とする。

(所在地及び事業)

第3条 本会の事務所を鳴門市鳴門町高島字中島748番地、鳴門教育大学内に置き、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を厚くする事業
- (2) 会員相互の連携のための研究や交流を支援する事業
- (3) 会報の発行及び同窓会名簿を電子的に維持・管理する事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な諸事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 鳴門教育大学卒業者及び同大学院修了者
- (2) 学生会員 鳴門教育大学に在学する者
- (3) 特別会員 本学教職員、元教職員

(会費)

第5条 本会の会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員、学生会員及び特別会員の終身会費は、20,000円とする。
- (2) 学生会員は、入学のとき会費を全納すること。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 事務局長 1名 (4) 事務局次長 1名
- (5) 理事 若干名 (6) 幹事 若干名 (7) 監査 2名

第6条の2 本会に、参与及び顧問を置くことができる。

(役員を選任、任務、任期等)

第7条 役員を選任は、次の各号の通りとする。

- (1) 理事は、候補者を公募し、次に掲げる基準を原則として、総会において選出する。
 - ① 1期から10期までの卒業者、修了者から各1名
 - ② 以下10期ごとに、卒業者、修了者から各1名
 - ③ 学生会代表及び院生会代表
- (2) 会長、副会長、監査は、理事の互選により選出する。
- (3) 事務局長、事務局次長は、会員の中から、会長が委嘱する。
- (4) 幹事は、都道府県支部及び本会の事業を推進する会員グループの代表者を充てる。
- (5) 参与は、鳴門教育大学の学長及び理事の中から、会長が委嘱する。
- (6) 顧問は、本会の歴代会長の中から、会長が委嘱する。

第7条の2 役員は、次の各号の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに、必要に応じて各会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。
- (3) 事務局長は、会の運営に関する事務を統括する。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- (5) 理事は、会の運営に関する実務を行う。
- (6) 幹事は、都道府県支部または本会の事業を推進する会員グループを取りまとめる。
- (7) 監査は、本会の事業及び会計を監査する。
- (8) 参与及び顧問は、本会の諮問に応ずる。

第7条の3 役員は、次の各号の通りとする。

- (1) 会長、副会長、事務局長、事務局次長、理事及び監査の任期は2年とする。ただし再任をさまたげない。
- (2) 幹事の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。

(会議)

第8条 本会に、総会、理事会を置き、次の定めに従って運営する。

- (1) 総会は本会の最高議決機関とする。総会は2年に1回の開催を原則とし、会長が招集する。
また総会は、会長が必要と認めたときに開くことができる。
- (2) 理事会は、執行機関とし、理事（会長、副会長、監査を含む）により構成する。理事会は年1回の開催を原則とし、会長が招集する。
- (3) 総会及び理事会は、次に掲げる事項を審議する。
 - ①事業に関する事項
 - ②会計に関する事項
 - ③役員選任に関する事項
 - ④会則に関する事項
 - ⑤会の解散及び財産処分に関する事項
 - ⑥その他、会長が必要と判断した事項
- (4) 総会及び理事会は、出席者過半数の賛意によって決定する。
- (5) 総会・理事会の議長は、会長が行う。

(都道府県支部及び本会の事業を推進する会員グループ)

第9条 本会には、理事会の決議を経て、都道府県に支部を置くことができる。各支部の運営はその支部において行い、重要事項は理事会に報告する。

第9条の2 本会は、理事会の決議を経て、コース研究会等、会員の研究と交流を推進する会員グループを支援することができる。

(本会則の改廃)

第10条 本会則の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の同意を要する。

(会計)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条の2 本会の会計規則は、別に定める。

附 則

- (1) 本会則は、昭和61年3月22日から施行する。
- (2) 本会則は、平成2年3月19日に第5条の一部を改正し、同日から施行する。
- (3) 本会則は、平成6年1月18日に第3条(2)、第4条(2)(3)、第5条、第6条の一部を改正し、同日から施行する。
- (4) 本会則は、平成11年6月26日に第5条の一部、第6条の一部を改正し、同日から施行する。
- (5) 本会則は、平成12年4月8日に第4条(3)の一部、第9条の一部、第10条の一部を改正し、同日から施行する。
- (6) 本会則は、平成16年3月18日に第1条の名称及び第3条の一部を改正し、同日から施行する。
- (7) 本会則は、平成18年12月11日に第1条の名称の一部及び第3条を改正し、同日から施行する。
- (8) 本会則は、平成29年5月13日第3条の事業の一部及び第4条の(3)の一部を改正し、同日から施行する。
- (9) 本会則は、平成30年5月12日第5条の一部を改正し、平成31年4月1日から施行する。
- (10) 本会則は、令和元年3月3日に条名に見出しを付し、第1条の一部、第3条の一部、第4条の一部、第5条の一部、第6条の一部、第7条、第8条の一部、第9条の一部、第10条の一部を改正、第6条の2、第7条の2、第7条の3、第9条の2、第11条の2を挿入し、令和元年6月1日から施行する。